

お知らせ

2011年12月16日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島伸一

今般、当社では関西国際空港内における「モータ節電装置用電気設備工事」の発注を予定しており、本件(実施設計業務を含む)を履行していただく方を公募型複数者指名競争(価格交渉方式)により決定することと致します。

本件の競争に参加希望される方を下記の要領により募集しますのでお知らせします。

記

1. 発注案件の概要

- (1) 件名 モータ節電装置用電気設備工事
- (2) 場所 関西国際空港内
- (3) 概要 本案件は、関西国際空港旅客ターミナルビルにおいて、既設OAトレンチファンに設置する節電装置に必要な電気設備工事を行うものです。
- (4) 発注内容及び数量
 - ・ 機器設置工事 1式
 - ・ 電気幹線敷設工事 1式
 - ・ 動力盤改修工事 1式
 - ・ 自動制御設備改修工事 1式
 - ・ 試験調整 1式
- (5) 履行期限 契約締結日から約2ヶ月
(履行期限については変更する場合があります。)

2. 採用する発注手続きの名称

公募型複数者指名競争(価格交渉方式)

3. 応募の資格

競争に参加するためには、単体企業として次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 当社における平成22・23年度取引希望の「電気工事業」に登録されていること。尚、未登録の場合は、応募前までに取引希望申し出関係書類の提出を済ませておくことが必要です。
- (2) 成年被後見人、被保佐人および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 当社から指名回避の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 当社に取引希望を出していない者で、国等機関から指名停止措置を受けている者については、応募前に当社に問い合わせをし、応募の可否の確認をすること。
- (5) 入札参加者間に、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係等(次の①～④)のある複数の者(以下、「複数の者」とする。)の同一入札への参加は認めないこととします。
 - ① 資本関係
 - ・ 親会社と子会社の関係にある場合
 - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任さ

れた管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正が阻害されると認められる場合

・①又は②と同視しうる関係が認められる場合

(6) 自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含む。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないこと。

①個人である入札参加者及び法人である入札参加者の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加者の経営に事実上参加していると認められるとき。

②入札参加者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

③入札参加者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

④入札参加者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

⑤入札参加者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の取引希望申し出者の資格の有無にかかわらず、第1号から第4号に規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 日本国の建設業法に基づく電気工事業の許可を取得していること。

(8) 監理技術者（監理技術者資格証を有すること）又は主任技術者を本案件に専任で配置できること。

(9) 国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査（最新に行われたもの）において「電気工事」の部門に付与された総合評定値が1,150点以上の者。

(10) 2001年4月1日以降に、動力電源設備の改修を含む電気工事を施工した実績を有すること。

4. 応募書類の提出期限

2012年1月5日（木曜日）16時迄（郵送による場合も左記期限に必着）

5. 応募方法

(1) 応募用紙の交付及び応募書類の提出ならびに本件発注に関する窓口
（コンタクトポイント）

関西国際空港株式会社 調達部 調達グループ

TEL 072-455-2127 FAX 072-455-2044

〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 関西国際空港会社ビル

ただし、郵送による応募用紙の交付を希望される方は、重量200gを郵送するのに相当する郵便切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒（31cm×22cm以上）を添えてお申し込み下さい。

(2) 交付および受付時間

2011年12月16日（金曜日）から上記4. に示す日迄の、平日10時～12時及び13時～16時まで行います。

なお、土曜日、日曜日及び祝祭日はお取り扱いしておりません。

(3) 応募手続きに用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年 法律第51号）

(4) 関係法規

日本国内の関係法規・条例

(5) 応募手続きに必要な書類(①～⑤・⑨は所定の応募書類)

- ① 競争参加応募書
- ② 応募者調査表
- ③ 経営規模等総括表
- ④ 3.(10)における施工実績確認表
- ⑤ 配置予定の監理(主任)技術者の資格・施工経験
- ⑥ 最新2期分の決算報告書
- ⑦ 経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書(最新のもの)の写し
- ⑧ 建設業法に基づく電気工事業の許可を証明する書類
- ⑨ 秘密情報に関する誓約書(NDA)
- ⑩ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続き中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続き中の者については、それを示す文書の写し(例:裁判所からの文書等)

※応募書類の提出ができないものがある場合は、提出することができない理由書を提出してください。

また、当社は、提出された応募書類を本件の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

6. 応募者に求められる義務

提出された応募書類の内容に関する当社の照会について説明すること。

7. 契約約款及び発注概要書の閲覧・入手方法

本案件に係る契約約款及び発注概要書は当社の閲覧窓口において閲覧に供するとともに、希望者には配布いたします。

8. 競争参加招請者の決定方法等

(1) 競争参加招請者決定方法

3. 応募の資格に記載された条件を全て満たした方を競争参加招請者とします。

(2) 通知の時期及び方法

競争参加招請者と認められた方については、2012年1月中旬頃に当社から「競争参加招請者通知」及び「仕様書」等の送付により通知します。

なお、競争に招請されなかった方にも書面にて通知します。

9. 契約の相手方の決定方法等

(1) 契約の相手方の決定方法

見積書提出日時・場所においては当社に有利な見積書を提示された上位3者までを選定し、価格交渉の相手方である旨を通知します。なお、価格交渉の相手方として選定されなかった方に対しては、特段の通知等を行いませんので、ご承知おき下さい。価格交渉の相手方である方と契約価格、見積内訳書、その他契約条件について協議し、合意すれば、契約の相手方とします。

また、次に掲げる場合の一に該当すると当社が判断した場合は、協議の対象者としません。

① 見積金額によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

② 見積金額によっては、契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められる場合。

(2) 見積合わせ

2012年1月下旬頃を予定(当社の都合により変更する場合があります。)

交付書類一覧

- ・ 応募の手引き

- ・ 「お知らせ」（12月16日付広告）

- ・ 応募書類一式
 - ①競争参加応募書（様式1）
 - ②応募者調査票（様式3-1～3-3）
 - ③経営規模等総括表（様式4）
 - ④3.（10）における施工実績確認表（様式5）
 - ⑤配置予定の監理（主任）技術者の資格・施工経験（様式6）
 - ⑥最新2期分の決算報告書
 - ⑦経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（最新のもの）の写し
 - ⑧建設業法に基づく電気工事業の許可を証明する書類
 - ⑨秘密情報に関する誓約書（NDA）
 - ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更正手続き中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続き中の者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）

※応募書類の提出ができないものがある場合は、提出することができない理由書を提出してください。

また、当社は、提出された応募書類を本件の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

（注） 交付資料がそろっていることを確認して下さい。

応募の手引き

関西国際空港株式会社

件名 モータ節電装置用電気設備工事

1. 応募資格等

応募資格及びその他の条件については、「入札広告」（12月16日付広告）のとおりです。

2. 応募書類の提出期限

2012年（平成24年）1月5日（木）午後4時まで

3. 応募の方法

交付した応募書類を作成のうえ、必要書類を添えて下記窓口に提出することにより応募して下さい。なお、応募書類を郵送される場合は、下記窓口宛に送付して下さい。

（受付窓口） 関西国際空港株式会社 調達部調達グループ
〒549-8501 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
（TEL：072-455-2127）

4. 応募書類の記載要領等

- (1) 応募手続に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨です。なお、金額を表示する箇所について、当該金額が外国通貨建の場合は、日本国通貨への換算の要否について、上記窓口に御相談下さい。
- (2) 応募書類の作成に当たっては、記載例を参考に、誤りのないよう記入して下さい。
- (3) 応募書類は、背表紙に応募者の名称を明記した A4のファイル（市販・黄色） に綴じ込み、正副各1部提出して下さい。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、見積招請の対象といたしませんので、ご承知おき願います。

（応募書類）

- ①競争参加応募書（様式1）
- ②応募者調査票（様式3-1～3-3）
- ③経営規模等総括表（様式4）
- ④施工実績及び当該工事契約書の写し（様式5）
- ⑤配置予定の監理（主任）技術者の資格・施工経験（様式6）
- ⑥最新2期分の決算報告書
- ⑦経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（最新のもの）の写し
- ⑧建設業法に基づく電気工事業の許可を証明する書類
- ⑨秘密情報に関する誓約書（NDA）
- ⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者あるいは現に更生手続中の者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者あるいは現に再生手続中の者については、それを示す文書の写し（例：裁判所からの文書等）

※応募書類の提出ができないものがある場合は、提出することができない理由書を提出してください。

また、当社は、提出された応募書類を本件の目的以外には、応募者に無断で使用しません。

5. 応募書類の取扱い

提出されました応募書類（添付書類を含む）は、返却しませんので、ご承知おき願います。

モータ節電装置用電気設備工事
に係る競争参加応募用紙

関西国際空港株式会社

様式1

受付番号	
------	--

競争参加応募書

貴社で行われるモータ節電装置用電気設備工事に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島伸一殿

住 所 :

名 称 :

代 表 者 :

印

様式1(記載例)

受付番号	
------	--

競争参加応募書

貴社で行われる ***** (*案件名を記入する)に係る競争に参加したいので関係書類を添え応募します。

なお、この応募書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

平成**年**月**日

関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島伸一殿

住 所 : *応募者の所在地を記入する

名 称 : *応募者の名称を記入する

代 表 者 : 印

(注) 必ず本社名で応募願います。
支社へ委任した形式での応募は一切認めておりません。

様式 3-2 応募者調査表(2)

株式の状況

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

順位	主要株主名	株主国籍	持株数 (b)	持株比率 (b)／(a)×100(%)	応募者への役職員派遣数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
合 計					

発行済株式数 (a)	
------------	--

(記載要領)

比率計算は計算結果の小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで記入して下さい。

主な関連会社一覧表

会社名 _____

(平成 年 月 日現在)

	関連会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	役員数 (人)	年間売上高 (百万円)	事業内容
1				()		
2				()		
3				()		
4				()		
5				()		
6				()		
7				()		
8				()		
9				()		
10				()		

(記載要領)

1. 原則として、出資比率25%以上の主なものを記入して下さい。ただし、本契約業務に関連する会社は、出資比率に関係なく記入して下さい。
2. ()は貴社出身の役員数を再掲して下さい。

経営規模等総括表

商号又は名称								
本社所在地								
売上高	内 訳	直前第2年度分決算より 年 月から 年 月まで		直前第1年度分決算より 年 月より 年 月まで		年間平均売上高		
	合 計							
経営状況	自己資本額	区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	決算後増減額	合 計	
		払込資本金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
		その他						
		合 計						
	常勤職員の数	技術関係職員	事務関係職員		役員数		総役員数	
		人	人		人		人	
	流動比率	$\frac{\text{流動資産()百万円}}{\text{流動負債()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	総資本経常利益率	$\frac{\text{経常利益()百万円}}{\text{総資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	固定比率	$\frac{\text{固定資産額()百万円}}{\text{自己資本額()百万円}} \times 100 = \text{ } \%$						
	営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間			現組織への変更	営業年数	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日	年		
記事								

(記入要領)

1. 本表は、最新の決算(直前第1年度分決算)に基づいて記入して下さい。但し「売上高」(直前第2年度分決算)欄は除きます。
2. 「売上高」の欄は、総売上高について記入して下さい。
3. 比率計算は、計算結果の小数第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入して下さい。
4. 営業年数は、創業から現在までの年数を記入して下さい。(ただし、休業等があればその年数を差し引くこと。)

お知らせ3. (10)における施工実績確認表

(2001年4月1日以降に、動力電源設備の改修を含む電気工事を施工した実績を有すること。)

会社名 _____

項目	1	2	3
契約件名			
納入場所			
請負区分	元請負(単体・JV) 下請負	元請負(単体・JV) 下請負	元請負(単体・JV) 下請負
契約金額	円	円	円
契約年月	年 月	年 月	年 月
契約期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
発注者 (下請負の場合は、元請者名)	()	()	()
概要			
CORINS登録の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
有(登録番号)			
特記事項			

記入要領

- (1) 記載内容の確認できる契約書や図面等の写しを添付して下さい。但し、添付する図面等については文字等が判別可能なサイズ(A4版折り)とします。
- (2) 記入欄に記入しきれない場合は、適宜用紙を追加して記入して下さい。

配置予定の監理(主任)技術者の資格・施工経験

会社名: _____

(配置予定者)

フリガナ 氏名 / 技術者			
最終学歴			
法令等による資格経験年数	技術士〔電気電子部門等〕 取得年及び登録番号 監理技術者資格者証 交付年月日及び交付番号		
(工事経験の概要)	1	2	3
工事名			
施工場所			
最終契約金額			
工期			
発注者			
受注形態等	単体 ・ 共同企業体		
※ 共同企業体名			
※ 代表者又は構成員の別	代表者 ・ 構成員		
※ 出資比率			
従事役職			
従事期間			
工事内容等			

- 備考
1. 配置予定技術者を複数とする場合は、別葉として下さい。
 2. 主任技術者に予定している者は氏名の後に【主】、また、監理技術者に予定している者は氏名の後に【監】と記載して下さい。
 3. 資格が確認できる証明書等を添付して下さい。
 4. 工事内容(施工経験)を確認できる資料を添付して下さい。
 5. 添付する図面(配置図、平面図、立面図等)については、文字などが判読出来るサイズ(A4版折り)とします。

配置予定の監理(主任)技術者の資格・施工経験

会社名： ○○○○○株式会社

(配置予定者)

フリガナ 氏名 / 技術者	○○ ○○ / 【◇】		
最終学歴	○○学校 △△学部 ××学科 (□□□□年卒)		
法令等による資格 経 験 年 数	監理技術者資格者証 交付年月日及び交付番号 ○○年		
(工事経験の概要)	1	2	3
工 事 名	○○○○○○○○○工事		
施 工 場 所	○○県△△市……		
最終契約金額	○○○○○円		
工 期	H00.00.00 ~ H00.00.00		
発 注 者	◇◇◇◇◇株式会社		
受注形態等	<u>単体</u> ・ 共同企業体	単体 ・ 共同企業体	単体 ・ 共同企業体
※ 共同企業体名			
※ 代表者又は構成員の別	代表者 ・ 構成員	代表者 ・ 構成員	代表者 ・ 構成員
※ 出 資 比 率			
従 事 役 職	現場代理人		
従 事 期 間	H00.00.00 ~ H00.00.00		
CORINS登録の有無	<u>有</u> ・ 無		
有 (登録番号)	○○○○○○○○○-○○○○-○○○○○		
工 事 内 容 等			

- 備考
1. 配置予定技術者を複数とする場合は、別葉として下さい。
 2. 主任技術者に予定している者は氏名の後に【主】、また、監理技術者に予定している者は氏名の後に【監】と記載して下さい。
 3. 資格が確認できる証明書等を添付して下さい。
 4. 工事内容(施工経験)を確認できる資料を添付して下さい。
 5. 添付する図面(配置図、平面図、立面図等)については、文字などが判読出来るサイズ(A4版折り)とします。
 6. 受注形態が共同企業体の場合は、※の項目を記載して下さい。
 7. 従事期間については、CORINSに登録が無い場合は必ず従事したことが分かる証明書等を添付すること。

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 宛

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「モータ節電装置用電気設備工事」（以下「本目的」という。）に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員（派遣労働者等を含む。）並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

（秘密情報の返却）

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

（損害賠償）

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

（協議解決）

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

（専属的合意管轄裁判所）

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西国際空港株式会社
代表取締役社長 福島 伸一 殿

秘密情報に関する誓約書

貴社が発注を予定する「*****」(以下「本目的」という。)に関して、弊社は、貴社が弊社に開示する情報の取扱いについて、以下の条項について遵守することを誓約します。

(秘密情報)

第1条 弊社は、事前に貴社の同意を得た場合を除き、本目的に関して貴社から開示された情報のうち、貴社から書面により秘密である旨の指定を受け、かつその内容が書面その他の方法で特定されているもの(以下「秘密情報」という。)を第三者に提供又は漏洩せず、また本目的以外に使用いたしません。但し、次の各号の一に該当する場合を除きます。

- (1) 開示された時に公知であったもの、または開示後公知になったもの。
- (2) 開示に先立って弊社が知っていたもの。
- (3) 貴社の秘密情報に依拠せずに弊社が独自に開発したもの。
- (4) 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
- (5) 法令の定めに基づき開示を強制、又は権限のある官公署によって開示要求されたもの。
- (6) 本件に基づく業務行為に必要な限りにおいて、自社の役員及び従業員(派遣労働者等を含む。)並びに再委託先その他の取引先等に対し、本誓約書と同等の義務を課した上で開示する場合

(秘密情報の返却)

第2条 弊社は、貴社より要請があった場合、遅滞なく貴社より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄します。

(損害賠償)

第3条 弊社は、自己の責めに帰すべき事由により本秘密情報を漏洩した場合には、貴社に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう最善をつくすものとします。

(協議解決)

第4条 本誓約に定めのない事項および本誓約の解釈につき疑義を生じた事項については、誠意をもって貴社と協議の上解決を図るものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第5条 本誓約について貴社と訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成**年**月**日

住所 【応募者の所在地】*****
【応募者の名称】*****
氏名 【代表者氏名】 代表取締役社長 ***** 印

モ一タ節電装置用電気設備工事

発注概要書

2011年 12月

関西国際空港株式会社

1. 件 名

モータ節電装置用電気設備工事

2. 総 則

本発注概要書は、関西国際空港株式会社が発注する「モータ節電装置用電気設備工事」（以下「本件」という。）の発注概要を示すものである。

3. 履行場所

関西国際空港旅客ターミナルビル内

4. 履行期間

契約締結日より約2ヶ月

（履行期間については変更する場合があります。）

5. 概 要

（1）全体概要

本件は、関西国際空港旅客ターミナルビル内の既設OAトレンチファン用に、別途調達する節電装置に対し、必要な各付帯工事を行うものがある。

改修工事は原則として夜間工事（23：00～翌6：00）とし、施工場所が運用中の空港であることから、空港運用に支障のないように注意して施工しなければならない。

（2）発注内容

1) 節電装置設置工事 1 式

2) 電気幹線敷設工事 1 式

節電装置へ電気幹線の新設を行う。

3) 既設動力盤改修工事 1 式

幹線盛り替えに必要な盤改修及びシーケンス回路の改修を行う。

4) 既設自動制御設備改修工事 1 式

節電装置設置による制御方法変更に伴う改修を行う。

5) 試験調整 1 式

工 事 請 負 契 約 書

1. 工 事 名 モータ節電装置用電気設備工事
2. 工 事 場 所 関西国際空港旅客ターミナルビル内
3. 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成24年3月30日
4. 請負代金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名・押印又は署名のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
発注者 関西国際空港株式会社
氏 名 代表取締役社長 福 島 伸 一

住 所
受注者
氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この約款、設計図書及びこの契約に関するその他一切の文書の作成並びに解釈並びにこの契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の国際管轄については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、国内管轄については、大阪地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。又、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。当該代表者が発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対してその効力を生じる。
- 13 受注者は、この契約の履行にあたって暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から妨害又は不当な要求を受けた場合は、警察署への届出及び発注者への報告をしなければならない。また、受注者の下請負人が暴力団員から妨害又は不当な要求を受けた場合は、届出等を当該下請負人に指導しなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事が発注者又は設計図書に示した他の機関の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約の締結後14日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、設計図書において発注者の承諾を受けべきものと発注者が指定した場合においては、受注者は、当該承諾を受けなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、保証債務が履行されることが確実であると発注者が認めたものに限る。

さらに、第三号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等の金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 二 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る保証金額又は保険金額(第3項において「履行保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、履行保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、履行保証の額の増額を請求することができ、又、受注者は、履行保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知等)

- 第7条 発注者又は第9条に定める監督員は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称、住所その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 2 受注者は、発注者による指名回避の措置を受けている者及び第44条の2第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。
 - 3 受注者が第44条の2第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 4 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基

づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、建設用機械設備、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、建設用機械設備、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用のうち合理的と認められる額を負担しなければならない。

（産業財産権）

第9条 受注者は、この契約に伴い、新たな特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権若しくはその他の権利の対象となる技術情報、ノウハウ（以下「産業財産権」という。）を生出した場合には、直ちにその旨を発注者に書面をもって通知し、発注者と受注者とが協議の上、所要の措置を講ずる。

2 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が受注者のみによって完成されたものであるときは、産業財産権は、受注者の単独所有とし、原則として、受注者は発注者に対して当該産業財産権を無償で使用することを許諾する。

3 産業財産権の基礎となる発明、考案、意匠が発注者と受注者双方によって完成されたものであるときは、当該産業財産権は、発注者と受注者の共有とする。

4 受注者の単独所有の産業財産権の出願手続きは、受注者が単独で行い、費用の全部を負担する。

5 発注者と受注者の共有とする産業財産権の出願手続きは、発注者と受注者とが協議のうえ決定し、費用は、発注者と受注者とが協議のうえ負担する。

（監督員）

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

四 工事の施工上密接に関連する他の工事との施工の調整

3 発注者は、2名以上の監督員を置いた場合において、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、緊急の場合を除き、原則として、書面により行わなければならない。

なお、緊急の場合に行われた口頭による指示、指図、命令、決定又は承諾等は、監督員により書面で確認されるものとする。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に別段の定めがある場合を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

7 監督員は受注者の使用している労働者等に対する安全管理に関わる事項に関して、何らの権限を有せず、又、責任を負わない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者（ただし、建設業法（昭和29年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同法第26条第3項の規定に該当する場合は「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とし、同法第26条第4項の規定に該当する場合は「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。この場合の費用は、受注者の負担とする。
- 6 工事材料に第2項の検査により発見することが困難であつた隠れた瑕疵があり使用に適当でないとき、発注者が認めたときは、前項の規定を準用する。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が設計図書において工事材料の調査又は工事の施工につき見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した場合において、指定にかかる工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内にこ

れを提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は該当工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 7 この条において、監督員の立会いを受け、又は見本検査に合格した場合においても、第18条又は第32条の規定は適用されるものとする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に発注者又は発注者の指定する者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しく

は貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。この場合に要する費用は受注者の負担とする。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に

においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が著しく相違すること
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態

が生じたこと

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の意見を聴いて、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とは協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。ただし、軽微な変更及び仕様書に特に定めがある場合には監督員の指示によるものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に著しい損害を生じ若しくは工事現場の状態が著しく変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、その理由を明示した書面により、受注者に工期の短縮変更を請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を受注者に請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、前2項の規定を準用する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認められる時は、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行う

ことができ、その後も同様とする。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったと認められたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- 一 工事の目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。
ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第26条から第28条まで第30条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部の支払に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた者（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。ただし、上記の請負代金の請求金額は、受領済みの前払金額及び部分払金額を控除した額とする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求書の受理日の属する月の翌月の末日までに請負代金を支払わなければならない。

3 発注者は、前項の規定による請負代金の支払については、円貨により日本国内にある受注者の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、発注者及び受注者が合意する場合は、その他の方法により行うことができるものとする。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。受注者は、発注者よりかかる同意を求められた場合には、特段の理由がない限りこれに応じなければならない。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、保証事業会社の前払金保証証書を発注者に寄託して、この契約に添付する前払金支払基準（以下「支払基準」という。）に基づき前払金及び中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書の受理日が1日から15日の間の日である場合は受理日の属する月の末日に、16日から月末の間の日である場合は受理日の属する月の翌月の末日に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の中間前払金の支払を請求するときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者による中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、

発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、請負代金額が10分の2を超えて増額された場合においては、その増額後の請負代金額を対象とした支払基準に基づく額から受領済みの前払金額及び中間前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。なお、請負代金額が10分の2を超えない増額の場合は、前払金支払不足額を直後の前払金請求時において請求することができる。

5 受注者は、請負代金額が減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額が、その減額後の請負代金額を対象とした支払基準に基づく額を超えるときは、その超過額をその減額があった日から30日以内に返還しなければならない。

ただし、減額が請負代金額の10分の2を超えない場合は、その超過額を直後の前払金等の支払時において相殺することができる。

6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年18.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証事業会社の前払金保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証事業会社の前払金保証証書をただちに寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知しなければならない。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、

仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分及び検査済み工事材料又は製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合は、請求しようとする部分払の対象出来高部分に対して受領済みの前払金及び中間前払金の相当額を控除しなければならない。

2 前項の部分払の請求は、契約締結後3月経過毎でなければ行うことができない。ただし、前払金の支払を請求できる場合は12月経過毎でなければ行うことができない。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分、検査済み工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を書面をもって発注者に求めなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められると

きは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、その請求書の受理日の属する月の翌月の末日に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とし、その後も同様とする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを

受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第40条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、発注者に対し相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらずその期間内に支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、こ

の限りでない。

- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年18.25パーセントの割合で計算した額とする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第43条 第4条の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を継承する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を継承させる。
 - 一 請負代金債権（前払金、中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、受注者に対し相当の期間を定めて履行を請求したにもかかわらずその期間内に履行をしない時は、契約を解除することができる。ただし、受注者が履行をすることが不可能であるとき又は受注者が履行をする意思がないことが明らかであるときは、契約解除にかかるこの請求は不要とする。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
 - 三 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は民事再生、会社更生、破産若しくは競売等の申し立てを受け、又は自ら民事再生、会社更生若しくは破産の申し立てをしたとき。
 - 五 行政庁により営業停止又は営業免許若しくは登録の取消処分を受けたとき。
 - 六 振出、保証、引受又は裏書した手形、小切手が不渡、支払停止となったとき、あるいはその他財産状態が悪化したと発注者が判断するとき。
 - 七 解散したとき。
 - 八 第7条第3項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
 - 九 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約の保証が行われているときは、発注者は、当該契約の保証金又は保険金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が第2項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第44条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者が受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

- 一 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - 五 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第一号から第五号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項の違約金を超過するときは、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(発注者のその他解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第44条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が契約書において定めた額の3分の1未満となったとき。

二 第21条の規定による工事の施工の中止期間が契約書において定めた工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第47条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第50条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第38条及び第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払金額を加算した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額又は中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条又は第4

4の2の規定による時にあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年18.25パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は前条の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けた上、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44の2の規定による時は発注者が定め、第45条又は前条の規定による時は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（誓約違反に対する措置）

第47条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）は、この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条若しくは第8条第1項第1号に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）を行わないことを誓約した。

2 前項の誓約にかかわらず、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるとき（次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。以下同じ。）は、受注者は発注者の請求に基づき、違約金（損害賠償額の予定）として、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の15%に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し違反行為があったとして、受注者又は受注者の代表者、役員、代理人若しくは使用人その他の従業員が刑に処せられたとき。
- 3 発注者は、前項に規定する違約金の支払請求に代え、当該違約金の額を請負代金（前払金、部分払金等を含む。）の支払額から控除する措置をとることができる。
- 4 発注者は、受注者が違反行為を行った疑いが認められるとき（次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。）は、第33条の規定にかかわらず、第2項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかになるまでの間、請負代金の一部（同項に規定する違約金に相当する額の範囲内に限る。）の支払を行わないことができる。
- 一 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が調査を開始したとき。
- 二 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し事前通知を行ったとき。
- 三 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が受注者に対し納付命令又は排除措置命令を行ったとき。
- 四 この契約に関し違反行為があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。
- 五 その他この契約に関し違反行為があったと疑うに足りる相当な理由が認められるとき。
- 5 発注者は、前項の場合においては、遅延利息の支払いを要しない。
- 6 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 発注者は、受注者がこの契約に関し違反行為を行ったと認められるときは、催告することなく契約を解除することができる。この場合においては、第45条第2項の規定は適用しない。
- 8 第1項及び第2項に規定する誓約には、見積説明（違反行為をしてはならない旨の説明をいう。）に対する受注者の承諾その他違反行為をしないことを約束する一切の行為を含むものとする。

（火災保険等）

第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ず

るものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その保険証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、この条第一項に基づき自ら付した保険によっては、契約に基づき責任を負うべき損失又は損害を填補することができないと判断した場合には、自らの費用で必要な保険を付することができる。この場合においては、受注者はその保険証券の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

(支払遅延利息)

第49条 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)、第35条第2項又は第38条第6項の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年18.25パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金をその相手方が指定する期間内に支払わないときは、その相手方に対し、その支払われない額につき、指定する期間を経過した日から支払の日まで年18.25パーセントの割合で計算した遅延利息額を支払わなければならない。

(履行期間が12月を超える契約の特則)

第50条 履行期間が12月を超える契約にあつては、履行期間を12月毎の期に区分し(端数の有る場合は最終期を端数とする。)、各期毎の出来高予定額は、次のとおりとする。

第1期 円

第2期 円

- 2 第1項の規定により履行期間を区分した場合においては、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「前払金請求の対象期の末日」と、「請負代金額」とあるのは「前払金請求の対象期の出来高予定額」と、「受領済みの前払金額及び中間前払金額」とあるのは「当該前払金請求の対象期における受領済みの前払金額及び中間前払金額」とそれぞれ読み替えて第35条の規定を準用する。
- 3 前期末における出来高が前期末までの出来高予定額に達しない場合には、出来高の額が

当該出来高予定額に達するまで前期の前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとし第36条の規定を準用する。

- 4 前期末における出来高が前期末までの出来高予定額に達しない場合には、受注者は、出来高が前期までの出来高予定額に達するまで当該期の前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。
- 5 前期末における出来高が前期までの予定出来高を超えても、受注者は、当該超過額について部分払を請求することができない。

(紛争の解決)

- 第51条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん若しくは調停又は国際商業会議所の調停によりその解決を図るものとし、そのいずれによるかは発注者が決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。
 - 3 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第1項及び前項の審査会のあっせん若しくは調停又は国際商業会議所の調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、審査会又は国際商業会議所の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
 - 4 国際商業会議所による第1項の調停及び前項の仲裁は日本国大阪府大阪市でなされるものとする。
 - 5 受注者は、この契約に別段の定めがある場合を除いて、この契約に基づき発注者と受注者とが協議がなされている期間中及びこの条に基づき紛争の解決が図られている期間中、

工事の全部又は一部を中止してはならない。

(相殺)

第52条 発注者はこの契約に基づいて受注者に対して金銭債権を有するときは、発注者が受注者に対して負う金銭債務と対当額で相殺することができる。

(租税公課)

第53条 日本国印紙税法(昭和42年法律第23号)により課せられる契約書の印紙税は、すべて受注者がこれを負担する。

2 この契約による工事の請負契約に関して生ずるその他の租税公課は、日本国における租税公課については法律上の納税義務者が負担し、日本国以外の租税公課については発注者は一切の責任を有しない。

(文書の受領)

第54条 この約款又は設計図書の規定により発注者と受注者間で交わされる文書は、記名・押印又は署名した文書でなされるものとし、相手方へ到着した日をもって受領されたものとする。ただし、電報(テレックス文書を含む。)、ファクシミリによる文書については、その受領後10日以内に正式の記名・押印又は署名した文書が受領された場合に限り電報又はファクシミリの到着日をもって受領されたものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第55条 この約款において文書により行わなければならないとされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は文書の交付に準じるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(規則及び指示)

第56条 受注者は、この契約の履行に当たっては、発注者の定める規則に従わなければならない。発注者が指示を行った場合はそれに従わなければならない。

(許認可等の取得)

第57条 受注者は、この契約による受注者の義務を履行するために、関係する国、地方公共団体等の許認可等の取得、届出等必要なすべての手続きをとらなければならない。この場合において、必要な費用は受注者の負担とする。

2 受注者は、この契約による受注者の義務を履行するために、第三者の合意、承認その他の了解が必要な場合には、それらを取得しなければならない。この場合において、必要な費用は受注者の負担とする。

3 発注者が要求した場合、受注者は、前2項の手段が完了したことを証明する文書を発注者に提出する。

(法令等の遵守)

第58条 受注者は、この契約の履行に当たって関係する国、地方公共団体等の法令、規則、手続き、その他一切の規程を遵守しなければならない。

(分離解除)

第59条 この約款又は設計図書の一部の条項が裁判所又は行政庁の裁定により無効とされた場合、それによって契約の目的を達することができないと発注者が認める場合を除き、当該条項のみが無効とされ、契約全体の効力は影響を受けない。

(合意)

第60条 約款は、設計図書と併せて、この契約に関する発注者と受注者間のすべての合意及び了解を記載したものであり、この契約締結以前における発注者と受注者間の一切の議論、合意及び了解を吸収し、かつ、これらを失効させる。契約の如何なる変更又は修正も発注者と受注者間の権限ある代表者の記名・押印又は署名ある文書による合意がない限り、発注者と受注者両当事者を拘束するものではない。

(見出し)

第61条 この約款の各条項の見出しは、契約の一部を構成せず、又、この契約の解釈に当たって考慮の対象としない。

(補則)

第62条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

契約書追加訂正条項

1. 第4条 (契約の保証) 削除
2. 第26条 (貸金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 削除
3. 第35条 (前払金) 削除
4. 第36条 (保証契約の変更) 削除
5. 第37条 (前払金の使用等) 削除
6. 第38条 (部分払) 削除
7. 第40条 (前払金等の不払に対する乙の工事中止) 削除
8. 第43条 (公共工事履行保証証券による保証の請求) 削除
9. 第50条 (履行期間が12月を越える契約の特則) 削除

以上